

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	区市町村	投票日	
		平日	休日
五百人未満	区	平日 一三一、三八四円	休日 二二一、六八四円
五百人以上 千人未満		平日 一四二、八六九	休日 二五五、七四四
千人以上 二千人未満	市	平日 一七七、〇四五	休日 三二二、四九五
二千人以上 三千人未満		平日 一八三、三七三	休日 三一八、八二三
三千人以上 五千人未満	町	平日 一九四、九四五	休日 一七六、七五二
五千人以上 一万人未満		平日 二四五、九三六	休日 二八二、五七〇
一万人以上 二万人未満	村	平日 二九三、八九五	休日 五八七、三七〇
二万人以上 三万人未満		平日 二五二、七八一	休日 四七七、三三〇
三万人以上 四万人未満		平日 二九六、〇三一	休日 五二二、七八一
四万人以上 五万人未満		平日 二五三、七二六	休日 四一一、七四一
五万人以上 六万人未満		平日 二二五、六九六	休日 三六一、一四六
六万人以上 七万人未満		平日 二〇七、一〇三	休日 三四二、五五三
七万人以上 八万人未満		平日 一八八、九一〇	休日 三三四、三六〇
八万人以上 九万人未満		平日 一四二、八六九	休日 二五五、七四四
九万人以上 十万人未満		平日 一〇七、六五四円	休日 一九七、九五四円
十万人以上		平日 一〇七、六五四円	休日 一九七、九五四円

一万五千人以上 二万人未満	三三二、〇四五	五八〇、三七〇	三二九、一九七	六六七、八二二	三二七、二二五	六七八、四二五
二万人以上	三五五、八一五	六四九、二九〇	三五二、九六七	七三六、七四二	三四〇、九九四	七四七、三四四

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	区市町村		市		町		村	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日	平日	休日
五百人未満	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
五百人以上 千人未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八	一七三、四五八	一七三、四五八
千人以上 二千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	二四三、三二三	二四三、三二三
二千人以上 三千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一
三千人以上 五千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	九六、四五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一	二七七、〇五一
五千人以上 一万人未満	八七、七〇七	二四五、七三二	一一一、一六六	三四六、九一六	一三三、三一九	三八〇、六四四	三八〇、六四四	三八〇、六四四
一万人以上 一万五千人未満	一一一、一六六	三四六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇	四四八、一〇〇	四四八、一〇〇
一万五千人以上 二万人未満	一三三、三二九	三八〇、六四四	一七六、九三一	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四	五四九、二八四	五四九、二八四

二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇二二	二二〇、三九〇	六一六、七四〇
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第四条第三項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	区市町村	
	投票日	区
五百人未満	平日	一〇、五〇六円
五百人以上 千人未満	休日	一一、二二八円
千人以上 二千未満	平日	一三、六二七
二千人以上 三千未満	休日	一六、八二七
三千人以上 五千未満	平日	一四、九六八
五千人以上 一万人未満	休日	一六、〇三六
一万人以上 一万五千人未満	平日	一七、一九九
一万五千人以上 二万人未満	休日	一八、四四五
二万人以上	平日	一九、九六八
	休日	二〇、〇三六
	平日	二一、一五五
	休日	二二、〇四五
	平日	二三、六二七
	休日	二四、七二五
	平日	二五、八二二
	休日	二六、九二〇
	平日	二七、〇一七
	休日	二八、一一五
	平日	二九、二一三
	休日	三〇、三一〇
	平日	三一、四〇七
	休日	三二、五〇四
	平日	三三、六〇一
	休日	三四、六九八
	平日	三五、七九五
	休日	三六、八九二
	平日	三七、九八九
	休日	三八、〇八六
	平日	三九、一八三
	休日	四〇、二八〇
	平日	四一、三七八
	休日	四二、四七五
	平日	四三、五七二
	休日	四四、六六九
	平日	四五、七六六
	休日	四六、八六三
	平日	四七、九六〇
	休日	四八、〇五七
	平日	四九、一五四
	休日	五〇、二五一
	平日	五一、三四八
	休日	五二、四四五
	平日	五三、五四二
	休日	五四、六三九
	平日	五五、七三六
	休日	五六、八三三
	平日	五七、九三〇
	休日	五八、〇二七
	平日	五九、一二四
	休日	六〇、二二一
	平日	六一、三一八
	休日	六二、四一五
	平日	六三、五一二
	休日	六四、六〇九
	平日	六五、七〇六
	休日	六六、八〇三
	平日	六七、九〇〇
	休日	六八、九九七
	平日	六九、〇九四
	休日	七〇、一九一
	平日	七一、二八八
	休日	七二、三八五
	平日	七三、三八二
	休日	七四、四七九
	平日	七五、五七六
	休日	七六、六七三
	平日	七七、七七〇
	休日	七八、八六七
	平日	七九、九六四
	休日	八〇、〇六一
	平日	八一、〇五八
	休日	八二、一五五
	平日	八三、二五二
	休日	八四、三四九
	平日	八五、四四六
	休日	八六、五四三
	平日	八七、六四〇
	休日	八八、七三七
	平日	八九、八三四
	休日	九〇、九三一
	平日	九一、〇二八
	休日	九二、一二五
	平日	九三、二二二
	休日	九四、三一〇
	平日	九五、四〇七
	休日	九六、五〇四
	平日	九七、六〇一
	休日	九八、六九八
	平日	九九、七九五
	休日	一〇〇、八九二

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 の選 挙人の 数	区市町村	
	投票日	休日
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
二千人以上 三千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
三千人以上 五千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
五千人以上 一万人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二二、三二〇	休 日 二四、〇九〇
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
二万人以上	平 日 二九、〇〇三	休 日 三一、三二七
	市	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 八、九二四	休 日 九、六三六
千人以上 二千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
二千人以上 三千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
三千人以上 五千人未満	平 日 一三、三八六	休 日 一四、四五四
五千人以上 一万人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
一万人以上 一万五千人未満	平 日 二二、三二〇	休 日 二四、〇九〇
一万五千人以上 二万人未満	平 日 三三、四六五	休 日 三六、一三五
二万人以上	平 日 三七、九二七	休 日 四〇、九五三
	町	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
二千人以上 三千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
三千人以上 五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
五千人以上 一万人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万人以上 一万五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
二万人以上	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
	村	
五百人未満	平 日 八、九二四円	休 日 九、六三六円
五百人以上 千人未満	平 日 一、一五五	休 日 一、〇四五
千人以上 二千人未満	平 日 一五、六一七	休 日 一六、八六三
二千人以上 三千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
三千人以上 五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
五千人以上 一万人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万人以上 一万五千人未満	平 日 一七、八四八	休 日 一九、二七二
一万五千人以上 二万人未満	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九
二万人以上	平 日 二四、五四一	休 日 二六、四九九

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		投票 区 の 選 挙 人 の 数	区市町村		
	投票日	休日		投票日	休日	
二万人以上	三四三、一五九	六三六、六三四	三四〇、三二一	七二四、〇八六	三二八、三三八	七三四、六八八
一万五千人以上 二万人未満	三一九、三八九	五六七、七一四	三二六、五四一	六五五、一六六	三〇四、五六九	六六五、七六九
一万人以上 一万五千人未満	二八三、三七五	五〇九、一二五	二八一、二三九	五七四、七一四	二六八、九一四	五六二、三八九
一万人以上 一万五千人未満	二四一、〇六〇	三九九、〇八五	二三八、九二四	四六四、六七四	二三三、二八〇	四八一、六〇五
三千人以上 五千人未満	二一九、六九九	三五五、一四九	一九五、二五七	三五三、二八二	一八八、七八三	三六九、三八三
二千人以上 三千人未満	二〇〇、七七五	三三六、二二五	一七七、〇四五	三一二、四九五	一七〇、四二四	三五一、〇二四
一千人以上 二千人未満	一八二、五八二	三一八、〇三二	一七〇、七二七	三〇六、一六七	一五二、二二二	三二〇、二三七
五百人以上 千人未満	一三六、五四一	二四九、四一六	一一三、五二三	二〇三、八二三	一一三、二二一	二二六、〇八六
五百人未満	一二五、〇五六 <small>円</small>	二一五、三五六 <small>円</small>	一〇一、三三六 <small>円</small>	一九一、六二六 <small>円</small>	一〇一、三三六 <small>円</small>	一九一、六二六 <small>円</small>

投票 区の選 挙人の数	区市町村	
	投票日	休日
五百人未満	区	
	平日	休日
	一〇、五〇六円	一一、二二八円
	市	
平日		休日
八、九二四円	九、六三六円	
町		休日
八、九二四円	九、六三六円	
村		休日
九、六三六円		

第四条第七項の表を次のように改める。

五百人未満	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円	四九、四三〇円	一三九、七三〇円
五百人以上 千人未満	六〇、五八三	一七三、四五八	四九、四三〇	一三九、七三〇	六〇、五八三	一七三、四五八
千人以上 二千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三
二千人以上 三千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	七四、一四五	二〇九、五九五	九六、四五一	二七七、〇五一
三千人以上 五千人未満	七四、一四五	二〇九、五九五	八五、二九八	二四三、三二三	九六、四五一	二七七、〇五一
五千人以上 一万人未満	八七、七〇七	二四五、七三二	一一一、一六六	三三六、九一六	一三三、三二九	三八〇、六四四
一万人以上 一万五千人未満	一一一、一六六	三四六、九一六	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一五四、六二五	四四八、一〇〇
一万五千人以上 二万人未満	一三三、三一九	三八〇、六四四	一七六、九三一	五一五、五五六	一八八、〇八四	五四九、二八四
二万人以上	一五四、六二五	四四八、一〇〇	一九九、二三七	五八三、〇一二	二一〇、三九〇	六一六、七四〇

投票 区の選 挙人の数	投票 日	区市町村	
		区	市
五百人未満	平日	八、九二四円	八、九二四円
	休日	九、六三六円	九、六三六円
五百人以上 千人未満	平日	一一、一五五	一一、一五五
	休日	一二、〇四五	一二、〇四五

第四条第八項の表を次のように改める。

五百人以上 千人未満	一一、七三七	一三、六二七	九、七二五	一〇、四二七	一一、一五五	一二、〇四五
二千人未満	一五、七五九	一六、八二七	一四、九六八	一六、〇三六	一五、六一七	一六、八六三
三千人未満	一六、五五〇	一七、六一八	一四、九六八	一六、〇三六	一七、八四八	一九、二七二
五千人未満	一七、三四一	一八、四〇九	一七、一九九	一八、四四五	一八、六三九	二〇、〇六三
一万人未満	一九、五七二	二〇、八一八	二三、八九二	二五、六七二	二五、三三二	二七、二九〇
一万人以上 一万五千人未満	二六、二六五	二八、〇四五	三〇、五八五	三三、八九九	三〇、五八五	三三、八九九
一万五千人以上 二万人未満	三〇、〇七八	三三、〇三六	三五、八三八	三八、五〇八	三七、二七八	四〇、一二六
二万人以上	三四、五四〇	三六、八五四	四〇、三〇〇	四三、三二六	四一、七四〇	四四、九四四

二十人以上	二九、〇〇三	三一、三二七	三七、九二七	四〇、九五三	四〇、一五八	四三、三六二
一万五千人以上 二万人未満	二四、五四一	二六、四九九	三三、四六五	三六、一三五	三五、六九六	三八、五四四
一万人以上 一万五千人未満	二二、三一〇	二四、〇九〇	二九、〇〇三	三一、三一七	二九、〇〇三	三一、三一七
一万五千人未満	一五、六一七	一六、八六三	二二、三一〇	二四、〇九〇	二四、五四一	二六、四九九
三千人以上 五千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三	一七、八四八	一九、二七二
二千人以上 三千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一七、八四八	一九、二七二
千人以上 二千人未満	一三、三八六	一四、四五四	一三、三八六	一四、四五四	一五、六一七	一六、八六三

第四条第九項第一号中「五万三千九百四十一円」を「五万九千七百八十二円」に改め、同項第二号中「五万七千二百三十三円」を「六万二千八百十六円」に改め、同条第十項第一号中「五万四千六百六十六円」を「六万三千三十二円」に改め、同項第二号中「五万七千七百四十九円」を「六万四千六十五円」に改め、同条第十項の表を次のように改める。

投票 区の選 挙人の数	選挙 区市 町村	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
		区	区
		市	市
		町	町
		村	村

二 万 人 以 上	二 一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 一 万 五 千 人 未 以 満 上	一 五 万 人 未 以 満 上	五 三 千 人 未 以 満 上	三 二 千 人 未 以 満 上	二 千 人 未 以 満 上	千 五 百 人 未 以 満 上	五 百 人 未 満
六、八七一	六、〇七一	五、二七一	四、〇七一	二、八七一	二、四七一	二、四七一	一、六七一	一、六七一 ^円
七、二七一	六、四七一	五、二七一	四、四七一	三、二七一	三、二七一	二、八七一	二、〇七一	一、六七一 ^円
六、八七一	六、〇七一	五、二七一	四、〇七一	二、八七一	二、四七一	二、四七一	一、六七一	一、六七一 ^円
七、二七一	六、四七一	五、二七一	四、四七一	三、二七一	三、二七一	二、八七一	二、〇七一	一、六七一 ^円

第四条の二に次の一項を加える。

3 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府

県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人の 数	投票の 翌日	開票区 の 選挙人の 数	投票の 翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	平 日
一六四、一七六円		一六七、〇四〇円	
二 千 人 以 未 満	二二五、七五一円	二 千 人 以 未 満	二二八、六一五円
三 千 人 以 未 満	三三一、〇八七	三 千 人 以 未 満	三三五、五六二
四 千 人 以 未 満	四二五、六六五	四 千 人 以 未 満	四三一、七五一
五 千 人 以 未 満	五二一、三八九	五 千 人 以 未 満	五二九、〇八六
六 千 人 以 未 満	六二六、三〇九	六 千 人 以 未 満	六三五、六一七
七 千 人 以 未 満	七二一、六九七	七 千 人 以 未 満	七三二、六一六
八 千 人 以 未 満	八四七、六七〇	八 千 人 以 未 満	八六〇、五五八
九 千 人 以 未 満	一、〇〇〇、一四二	九 千 人 以 未 満	一、〇一五、五三六
一 万 人 以 未 満	一、一二五、五五三	一 万 人 以 未 満	一、一三三、二〇〇

開票区 の 選挙人の 数	投票の 翌日	開票区 の 選挙人の 数	投票の 翌日
千 人 未 満	平 日	千 人 未 満	休 日
一六四、一七六円		一六七、〇四〇円	

第五条第三項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 満上	二一 万 五 千人 未 以 満上	一一 万 五 千人 未 以 満上	一五 万千 人人 未 以 満上	五三 千千 人人 未 以 満上	三二 千千 人人 未 以 満上	二千 千人 人 未 以 満上
九五四、二七三	八八二、四四六	七三八、七九二	六二五、九二二	五三三、五七二	四四一、二二三	三四八、八七四	二五六、五二五
九七〇、九二〇	八九七、八四〇	七五一、六八〇	六三六、八四〇	五四二、八八〇	四四八、九二〇	三五四、九六〇	二六一、〇〇〇

三二 千千 人人 未 以 満上	二千 千人 人 以 未 満上	千 人 未 満	開票区 の 選挙 人の 数	投票の 翌日	平 日	休 日
四四三、八八九	三三四、四八七	二三四、三二七	円	円		円
四四九、九四一	三三八、九三七	二三七、一七五	円	円		円

第五条第四項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 未 以 満上	二一 万 五 千人 未 以 満上	一一 万 五 千人 未 以 満上	一五 万千 人 未 以 満上	五三 千 人 未 以 満上
一、一六五、四〇一	一、〇四六、二三八	八八六、二六二	七五四、三九三	六五四、一八一	五四四、四三七
一、一八一、九五五	一、〇六一、五四六	八九九、〇七八	七六五、二五一	六六三、四三七	五五二、〇九一

一五 万千 人 未 以 満上	五三 千 人 未 以 満上	三二 千 人 未 以 満上	二千 人 以 未 満上	千 人 未 満	開票区の 選挙人の数	投票の翌日
五六一、四四四	四六四、二七一	三六七、〇九八	二六九、九二五	一七二、七五二 円	平	日
五七〇、七〇〇	四七一、九二五	三七三、一五〇	二七四、三七五	一七五、六〇〇 円	休	日

第五条第五項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 満上	二一 万 五 千人 人 未 以 満上	一一 万 五 千人 人 未 以 満上
一、〇〇四、一二一	九二八、五四二	七七七、三八四	六五八、六一七
一、〇二〇、六七五	九四三、八五〇	七九〇、二〇〇	六六九、四七五

二一 万 五 千人 人 未 以 満上	一一 万 五 千人 人 未 以 満上	一五 万千 人人 未 以 満上	五三 千千 人人 未 以 満上	三二 千千 人人 未 以 満上	二千 千人 人 未 以 満上	千 人 未 満	開 票 日	開 票 区 の 選 挙 人 の 数
一〇八、八七八	九五、七七六	九二、七三七	八〇、一六六	七六、七九一	六四、五六二	六一、五七五	平 日	
八〇二、七四二	六八三、六三三	五九三、八六一	四九四、五五七	四〇四、四四九	三〇五、四八七	二一五、七六七	休 日	

第五条第六項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 滿上	一六、二八〇	一一七、六九六	一、〇五七、五二一	九四六、四七八
-----------------------	--------------------------------	--------	---------	-----------	---------

開票区の選挙人の数		金額	
三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 滿上	一五四、一九二	八九六、二四一
二千 千 人 以 未 滿上	二四〇、九二五	二四〇、九二五	八二八、七八二
三千 千 人 未 以 滿上	三二七、六五八	三二七、六五八	六九三、八六四
五三 千 人 未 以 滿上	四一四、三九一	四一四、三九一	五八七、八五七
一五 万 千 人 未 以 滿上	五〇一、一二四	五〇一、一二四	六九三、八六四
一一 万 五 千 人 以 未 滿上	五八七、八五七	五八七、八五七	六九三、八六四
二一 万 五 千 人 未 以 滿上	六九三、八六四	六九三、八六四	六九三、八六四
三二 万 人 未 以 滿上	八二八、七八二	八二八、七八二	八二八、七八二

第五条第七項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
千 人 未 満	平	日	二二五、七五一 ^円	休	日
二千 人 以 未 満上	平	日	三二一、〇八七	休	日
三二 千 人 以 未 満上	平	日	四二五、六六五	休	日
五三 千 人 以 未 満上	平	日	五二一、三八九	休	日
一五 万 人 以 未 満上	平	日	六二六、三〇九	休	日
一一 万 人 以 未 満上	平	日	七二一、六九七	休	日
二一 万 人 以 未 満上	平	日	八四七、六七〇	休	日
三二 万 人 以 未 満上	平	日	一、〇〇〇、一四二	休	日
三 万 人 以 未 満上	平	日	一、一一五、五五三	休	日

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区 の 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
-------------------	-------	---	---	---	---

第五条第九項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 未 満 上	二一 万 五 千人 未 満 上	一一 万 五 千人 未 満 上	一五 万千 人 未 満 上	五三 千千 人 未 満 上	三二 千千 人 未 満 上	二千 千人 人 未 満 上	千 人 未 満
九五四、二七三	八八二、四四六	七三八、七九二	六二五、九二一	五三三、五七二	四四一、二二三	三四八、八七四	二五六、五二五	一六四、一七六 ^円
九七〇、九二〇	八九七、八四〇	七五一、六八〇	六三六、八四〇	五四二、八八〇	四四八、九二〇	三五四、九六〇	二六一、〇〇〇	一六七、〇四〇 ^円

二千 千人 人 未 満 上	千 人 未 満	開票区 の 選挙 人の 数	投票の 翌日
三三四、四八七	二三四、三二七 ^円	平	日
三三八、九三七	二三七、一七五 ^円	休	日

第五条第十項の表を次のように改める。

三	三二	二一	一一	一五	五三	三二
万	万万	万	万	万	千	千
人	人	人	人	人	人	人
以	未	未	未	未	未	未
上	満上	満上	満上	満上	満上	満上
一、一六五、四〇一	一、〇四六、二三八	八八六、二六二	七五四、三九三	六五四、一八一	五四四、四三七	四四三、八八九
一、一八一、九五五	一、〇六一、五四六	八九九、〇七八	七六五、二五一	六六三、四三七	五五二、〇九一	四四九、九四一

五三	三二	二千	千	開票区 選挙人の数	投票の翌日
千	千	千	人		
人	人	人	人		
未	未	以	未		
満上	満上	満上	満		
				平	
				日	
四六四、二七一	三六七、〇九八	二六九、九二五	一七二、七五二		
				休	
				日	
四七一、九二五	三七三、一五〇	二七四、三七五	一七五、六〇〇		

第五条第十一項の表を次のように改める。

開票区 選挙人の数	開票日	
	平日	休日
千 人 未 満	六、一、五七五円	二一五、七六七円
二千 人 以 未 満	六四、五六二	三〇五、四八七
三千 人 以 未 満	七六、七九一	四〇四、四四九
五千 人 以 未 満	八〇、一六六	四九四、五五七
一万 人 以 未 満	九二、七三七	五九三、八六一
一万 五 千人 以 未 満	九五、七七六	六八三、六三三

一五 万人 未 満	五六一、四四四	五七〇、七〇〇
一万 五 千人 以 未 満	六五八、六一七	六六九、四七五
二一 万 五 千人 以 未 満	七七七、三八四	七九〇、二〇〇
三二 万 人 以 未 満	九二八、五四二	九四三、八五〇
三 万人 以 上	一、〇〇四、一二一	一、〇二〇、六七五

第五条第十二項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人人 未 以 満上	二一 万 五 千人 未 以 満上	一六二、二八〇	一、〇五七、五二一
			一一七、六九六	九四六、四七八
			一〇八、八七八	八〇二、七四二

三二 万万 人人 未 以 満上	二一 万 五 千人 未 以 満上	一一 万 五 千人 未 以 満上	一五 万千 人人 未 以 満上	五三 千千 人人 未 以 満上	三二 千千 人人 未 以 満上	二千 千人 人 以 未 満上	千 人 未 満	開票区 の選挙 人の数	金 額	一五四、一九二円
										二四〇、九二五
										三三七、六五八
										四一四、三九一
										五〇一、一二四
										五八七、八五七
										六九三、八六四
										八二八、七八二

三 万 人 以 上	八九六、二四一
-----------------------	---------

第五条第十七項中「こえる」を「超える」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

選挙会又は選挙分会	金額
衆議院小選挙区選出議員選挙会	六九〇、一四七円
衆議院比例代表選出議員選挙分会	一、二〇〇、一三二
参議院選出議員選挙分会及び 参議院比例代表選出議員選挙分会	二、二六五、〇一七

第六条第二項中「四十三万七千五百二十六円」を「四十三万四千七百四十六円」に、「六十二万七千七百二十円」を「六十一万七千七百六十五円」に、「百十三万九千九百八十五円」を「百十二万四千七百七十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府 県の世帯数	選挙
都及び大都市のある道府県	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙
その他の県	衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙

開 催 の 時 金 額

第九条第一項の表を次のように改める。

区画数	区市町村		
	区	市	町 村
九 未 満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一二、六〇〇円
十九 三 以 未 満 上	一六、二七五	一五、二三五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

第八条の二の表を次のように改める。

六	五	四	三	二	一
百 万 以 上	百 七 十 万 未 以 満 上	七 五 十 万 未 以 満 上	五 四 十 万 未 以 満 上	四 三 十 万 未 以 満 上	三 十 万 未 満
三六二二	三八六二	三九〇二			円 銭
三六〇五	三八四二	三八七五	三九七一	三九八九	四〇六六 円 銭
一七一七	一七四一	一七七五	一八〇〇	一八一七	一八四〇 円 銭

休 日	平日	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。） 夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	七、四四二円 二四、二七四 二五、六一三
	休日		

第九条第二項中「一万六千九百九十八円」を「一万六千七百三十円」に、「一万八千三百五十九円」を「一万八千六十九円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

都道府県	区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、四八〇、七九三円	一三、四一一、一二六円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、一〇〇、七九五	一六、一一六、七一四
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、五二〇、二九九	一八、七三四、一五四
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二六、八五二、一八八	二〇、三九六、二七八
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三〇、五〇七、六六七	二三、二四二、二三七
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三五、五七五、四五一	二七、二〇四、七五〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四二、八三一、〇一二	三三、二九二、五六七
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四六、七一五、五七四	三六、二八四、一五二

第十三条第二項の表を次のように改める。

区		分			
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	衆議院議員選挙	九、六七九、六五五 _円	参議院議員選挙	七、六六四、三六五 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二五一、〇〇八	八、九一三、六九六		
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、八二二、三六一	一〇、一六三、〇二七		
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、八二二、三六一	一〇、一六三、〇二七		
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一三、八〇六、四五二	一〇、九八七、〇九二		
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、三二二、八五二	一一、四一二、三五八		
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、三〇六、九四二	一二、二三六、四二三		
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一五、四八九、四〇〇	一二、三七八、三三五		
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二〇、二六〇、一四九	一六、〇三七、三五〇		
	都道府県の支庁又は地方事務所	四、四二八、八二八	三、四二〇、一五〇		
	認定出先機関	二、二七〇、二二二	一、七四五、五五三		
	大都市	選挙人の数が五万人未満のもの	九、五二七、二八一	七、五一三、四二五	
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの		四、四三三、二七二	三、七三四、五三八		
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの		四、五〇八、四九一	三、八四四、二八八		
選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの		四、六五八、九二九	四、〇六三、七八八		
選挙人の数が二十万人以上のもの		四、八八四、五八六	四、三九三、〇三八		

		市		町		村	
選挙人の数が三万人未満のもの	二、二三八、五四〇	一、九六五、四一九	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二、五一五、八六〇	二、二〇九、九〇三	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四四二、一八五
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三、六四九、〇五〇	三、一七二、三一一	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	四、九七一、四九二	四、三五五、四七三	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、七一九、〇二四
選挙人の数が十五万人以上のもの	五、五一八、九九三	四、九〇八、七七四	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、四九、〇五八	三、三三三、八九〇	選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇六五、〇八二
			選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	三、四九、〇五八	三、三三三、八九〇		
			選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	五、三三六、一六八	四、九〇、五七四		
			選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	九、二七五、三七九	七、八一、九九二		
			選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、四四二、一八五	一、二七二、四七七		
			選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、七一九、〇二四	一、四九六、六一七		
			選挙人の数が二万人以上のもの	二、〇六五、〇八二	一、八三〇、五〇七		

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七四、四六九 ^円	八二〇、九二〇 ^円	
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二一六、三八〇	九一二、二八五	
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五八、二九一	一、〇一三、六五〇	
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五八、二九一	一、〇一三、六五〇	

都道府県	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五八、二九一	一、〇一三、六五〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四七九、九二九	一、一一五、〇一五
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七九、九二九	一、一一五、〇一五
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七九、九二九	一、一一五、〇一五
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四三二、七六〇	一、八二四、五七〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	五四七、三七一	四〇五、四六〇
	認定出先機関	二六三、五四九	二〇二、七三〇
	大都市	一、四〇六、九二九	一、〇六〇、〇一五
	区	三六六、一八七	二六九、八二二
	市	七七、〇九二	五七、八一九
町	選挙人の数が三万人未満のもの	一三四、九一一	九六、三六五
	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	二三一、二七六	一七三、四五七
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	三二七、六四一	二五〇、五四九
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三六六、一八七	二六九、八二二
	選挙人の数が十五万人以上のもの	―	―
	選挙人の数が千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	―	―
	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	五七、八一九	三八、五四六
	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	七七、〇九二	五七、八一九
村	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	七七、〇九二	五七、八一九
	選挙人の数が二万人以上のもの	七七、〇九二	五七、八一九

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「二、二六五、〇一七」に、「一、二七四、二〇七」を「一、二七二、六九四」に、「百十三万九百八十五円」を「百十二万四千七百七十八円」に、「六十九万百十円」を「六十八万五千七百十七円」に改める。

第二十二条中「第四条第十五項」の下に「第四条の二第三項」を加える。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。
- 3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第一百七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「第四条の二第三項」を加える。

理由

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。